

## 秋田県と東急株式会社との包括連携協定書

秋田県（以下「甲」という。）と東急株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域社会の活性化、地方創生、秋田県及び東急線沿線地域の発展並びに豊かな社会の実現を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、合理的に可能な範囲で相互に連携し、協力するものとする。

- （1）観光の振興に関すること
  - （2）農林水産物及び県産食品の販路拡大に関すること
  - （3）文化及びスポーツの振興に関すること
  - （4）関係人口の拡大に関すること
  - （5）脱炭素社会の構築に向けた取組の推進に関すること
  - （6）その他地域社会の活性化、地方創生、SDGsに関すること
- 2 甲及び乙は、前項において相互に連携し、協力して取り組むことに合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、本協定は、同一条件で更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

### （協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の変更を申し出たときは、甲乙協議のうえ、書面を取り交わして本協定を変更することができる。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の秘密事項を第三者に開

示し又は漏洩してはならない。ただし、事前に書面により相手方の承諾を得た場合及び第2条に定める連携、協力のために乙が乙の子会社に対して甲の秘密事項を開示する場合はこの限りでない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を引き続き負うものとする。

### （その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年4月13日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県知事

佐竹敬久

乙 東京都渋谷区南平台町5番6号  
東急株式会社  
取締役社長

高橋和夫